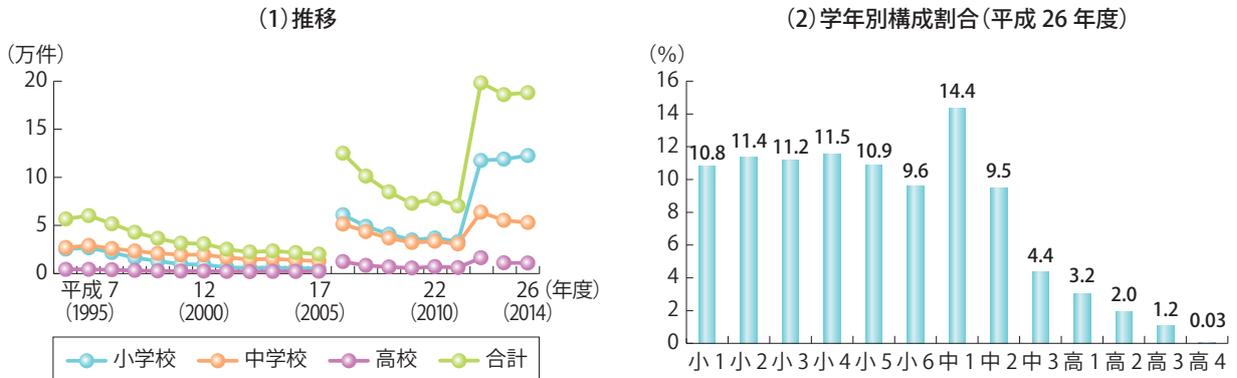


## (5) いじめ防止対策等

◇いじめの認知件数は、ここ3年大きな変動はないが、小学校では高止まりの状態が続いている。

◇警察が取り扱ったいじめに起因する事件の検挙・補導人員は、平成26年、前年の6割程度まで減少した。

図表17 いじめの認知（発生）件数



(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

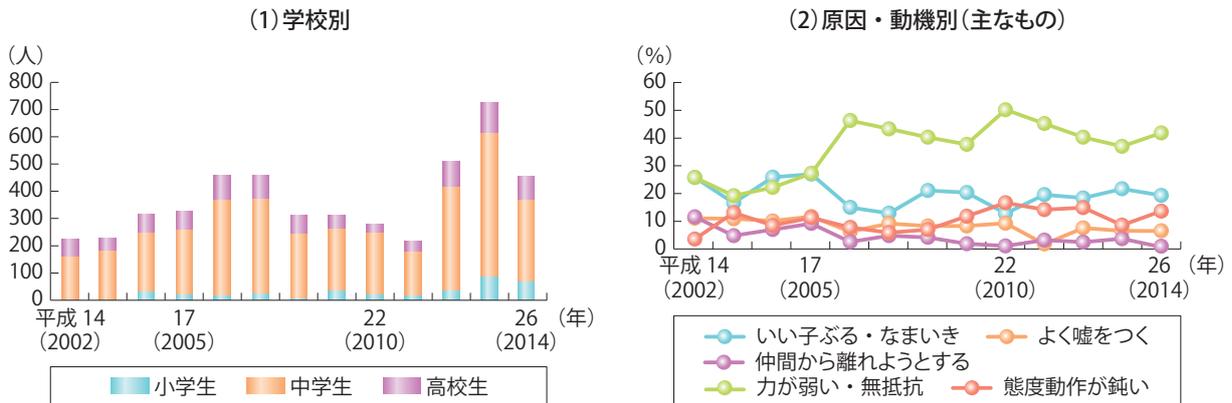
(注) 1. いじめの定義；「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

2. 平成6年度からは、特殊教育諸学校、平成18年度からは国私立学校、中等教育学校を含む。

3. 平成18年度に調査方法などを改めている。平成17年度までは発生件数、平成18年度からは認知件数。

4. 平成25年度からは、高等学校に通信制課程を含む。

図表18 いじめに起因する事件の検挙・補導



(出典) 警察庁「少年の補導及び保護の概況」[少年非行情勢]

(注) 1. ここでいう「いじめに起因する事件」とは、都道府県警察で小学生、中学生、高校生の犯罪（触法行為を含む。）を検挙、補導した事件のうち、「単独又は複数で、単数又は複数の特定人に対し、身体に対する物理的攻撃又は言動による脅し、いやがらせ、無視等の心理的圧迫を一方的に加えることにより苦痛を与えること」による事件（暴走族等非行集団間における対立抗争に起因する事件を除く。平成25年以前においては物理的攻撃又は心理的圧迫が反復継続しているものに限る。）を「いじめによる事件」、また、その仕返しによる事件を「いじめの仕返しによる事件」とし、この両者を含めたものをいう。

2. 原因・動機別は複数回答。いじめの仕返しによる事件の原因・動機は、平成19年まではすべて「その他」に、平成20年以降は各原因・動機に計上。

### (いじめ防止対策の総合的な推進)

○文部科学省は、平成28（2016）年度には、引き続き、いじめの問題を始めとする生徒指導上の諸課題に対する以下の取組を総合的に推進する。

- ・幅広い外部専門家を活用していじめの問題などの解決に向けて調整、支援する取組の促進
- ・道徳教育の推進等による未然防止
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置拡充等による早期発見・早期対応
- ・いじめなどの問題行動への対応を行う学校への支援などのため教職員定数の加配措置・教員研修の充実

加えて、インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）に対応するため、子供や保護者向けの啓発用リーフレットを、教育委員会などへ配布している。平成26（2014）年度より

「いじめ防止対策協議会」を、平成28年1月には「全国いじめ問題子供サミット」を開催した。

- 警察は、少年相談活動やスクールサポーターの学校への訪問活動などにより、いじめの早期把握に努めるとともに、学校などと緊密に連携しながら、的確な対応を推進している。

#### (いじめの問題に関する相談対応)

- 文部科学省は、夜間・休日を含め24時間いつでも子供のSOSを受け止めることができるよう、全国統一の電話番号を設定し、24時間子供SOSダイヤル(0120-0-78310)を実施している。平成28(2016)年度から、より気軽に相談できるよう通話料を無料化している。
- 警察は、少年サポートセンターの警察施設外への設置、少年相談室の整備、少年相談専用電話のフリーダイヤル化、電子メールによる相談窓口の開設など、いじめを受けた子供が相談しやすい環境の整備を進めている。
- 法務省の人権擁護機関は、「インターネット人権相談受付窓口」(SOS-eメール)、フリーダイヤルの専用相談電話「子どもの人権110番」(0120-007-110)、全国の小中学生を対象とした「子どもの人権SOSミニレター」(便箋兼封筒)の配布等を行っている。

### (6) 暴力対策等

- 文部科学省は、都道府県・指定都市教育委員会や学校に対して、
  - ・問題行動が起こったときには、粘り強い指導を行い、なお改善が見られない場合には、出席停止や懲戒などの措置も含めた毅然とした対応をとること
  - ・犯罪行為の可能性がある場合には、学校だけで抱え込むことなく、直ちに警察に通報し、その協力を得て対応することなどを求めており、引き続き、都道府県などの関係者を集めた会議や研修会などの場を通じ、周知徹底を図っていく。
- 平成27(2015)年2月に神奈川県川崎市で発生した中学1年生殺害事件を受け、文部科学省では、関係府省庁とも連携し、生命・身体に重大な被害が生じるおそれのある児童生徒に対する早期対応の指針を策定するとともに、①学校や教育委員会における組織的な対応、②警察を始めとする関係機関との連携、③課題を抱える家庭への支援の充実、④子供のSOSを受け止める取組の充実等を進めるよう全国の教育委員会等に要請した。
- 警察は、校内暴力についても、いじめ同様、スクールサポーターや学校警察連絡協議会などを活用した情報交換により、早期把握に努め、悪質な事案に対しては厳正に対処するなど、内容に応じた適切な措置を行うとともに再発の防止に努めている。

### 3 被害防止のための教育

#### (1) 安全教育

##### (学校における安全教育)

- 文部科学省は、教職員などへの研修や、子供の対応能力の向上を図るための「防災教室」、「交通安全教室」、「防犯教室」の開催を支援している。

##### (警察が行う防犯教育・交通安全教育)

- 警察は、幼稚園や保育所、小学校などにおいて、防犯教室を開催している。また、保育所や学校などにおいて交通安全教育を行っている。

##### (防災に関する各種取組)

- 内閣府は、幼児から成人を対象に防災ポスターコンクールを実施している。
- 消防庁は、ホームページ上に「こどもぼうさいe-ランド」を開設し、幼児から中学生の子供を対象に、地震や風水害などの災害への備えや具体的な対応などを分かりやすく解説している。
- 気象庁は、子供が地震・津波・噴火、大雨などによる自然災害から自らの身を守れるよう、教材・

資料の公開や避難訓練の支援，教職員向け研修での講義などにより，学校防災教育を支援している。

## (2) メディアを活用する能力の向上

### (情報モラル教育の推進)

○小学校・中学校・高校の現行学習指導要領では，各教科などの指導を通して「情報モラルを身に付けること」が規定されている。文部科学省は，教員による指導の具体的な取組の参考となる「教育の情報化に関する手引」，小中学校の教員が情報モラル教育を行うための参考資料である「情報モラル教育実践ガイド」を周知・配布している。また，いわゆる「ネット依存」を始めスマートフォンやソーシャルメディアの普及に伴うトラブルの発生など，情報化の進展に伴う新たな課題に対応し適切な指導を行うため，教員が指導する際に役立つ動画教材や教員向け指導手引書，保護者向け資料を作成した。

### (メディアリテラシーの向上)

○総務省は，子供のICTメディアリテラシーを総合的に育成するプログラムの普及や，青少年のインターネットリテラシー等の現状を調査・分析し「青少年がインターネットを安全に安心して活用するためのリテラシー指標（ILAS：Internet Literacy Assessment Indicator for Students）」として公表する等の取組を行っている。

## (3) 女性に対する暴力の防止

○内閣府では，女性に対する暴力の加害者及び被害者になることを防止する観点から，若年層に対する効果的な予防啓発を行うため，教育機関の教職員，地方公共団体の行政職員，予防啓発事業を行っている民間団体等を対象として研修を実施した。

○警察では，防犯教室等において，ストーカーの具体的事例，対応方法等を説明するなどして，被害者にも加害者にもならないための教育啓発を推進している。

## 第3節 若者の職業的自立，就労等支援

### 1 職業能力・意欲の習得

#### (1) キャリア教育の推進

##### (キャリア教育・職業教育の推進)

○文部科学省，厚生労働省，経済産業省の3省は，学校，地域，産業界が一体となって社会全体でキャリア教育を推進する気運を高めるため，「キャリア教育推進連携シンポジウム」を実施している。

○文部科学省と経済産業省は，学校関係者や地域社会，産業界といった関係者の連携・協働による取組を表彰する「キャリア教育推進連携表彰」を実施している。

○文部科学省は，平成27（2015）年度には新たに，都道府県や指定都市などに「キャリアプランニングスーパーバイザー」を配置し，児童生徒の地元産業に対する理解やそこでの体験活動・インターンシップの推進などを行い，最終的に地元根付く人材育成と地元での就労促進を図る事業を実施した。

○厚生労働省は，企業で働く者などを講師として中学校や高校に派遣し，職業や産業の実態，働くことの意義，職業生活を子供に理解させ，考えさせる「キャリア探索プログラム」を実施している。

○経済産業省は，先進的な教育支援活動を行っている企業・団体を表彰する「キャリア教育アワード」を実施している。また，職場や地域社会で多様な人々と仕事をしていくために必要な基礎的な力を「社会人基礎力」として整理し，大学教育を通じた育成や評価の取組の普及を図っている（**図表19**）。

図表19 社会人基礎力



(出典) 経済産業省ホームページ (<http://www.meti.go.jp/policy/kisoryoku/index.htm>)

**(インターンシップ (就業体験) の推進)**

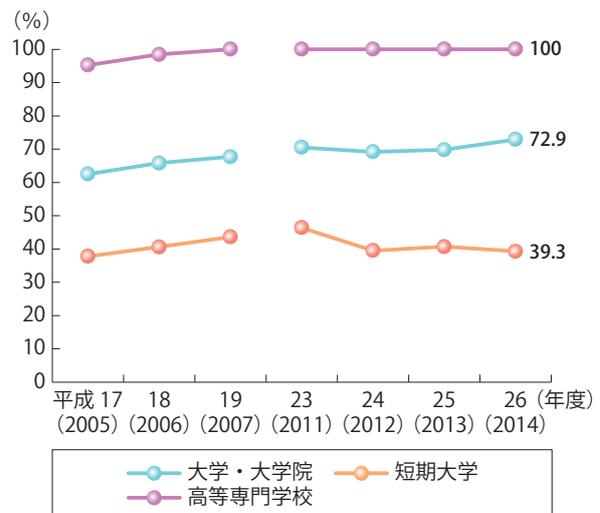
- 文部科学省、厚生労働省、経済産業省では、「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」を平成26 (2014) 年4月に一部改正し、各大学・産業界に周知を行い、インターンシップの普及・促進に努めている。
- 文部科学省では、「子どもと社会の架け橋となるポータルサイト」などにより、学校における職場体験やインターンシップの普及・促進や「地域キャリア教育支援協議会」によるインターン受入先の開拓とマッチングの促進も行っている。
- 経済産業省は、長期インターンシップを推進するため、受入促進に向けたツール・メソッドの整備や産学をつなぐ専門人材のための活用ガイドを策定してホームページで公開している。

**(女性若年層に対する啓発)**

- 内閣府は、女性若年層に対して、女性の進出が遅れている理工系などの分野に関する情報提供を行っている。
- 厚生労働省は、就職先を選択する際には「女性の活躍・両立支援総合サイト」などを参考にして各企業の女性の活躍状況やポジティブ・アクションの取組も考慮するよう、大学等を通じて、学生に対する啓発を図っている (図表21)。
- 文部科学省は、男女ともに多様な選択が可能となるよう、男女共同参画の視点に立ったキャリア形成支援の推進を図るため、ブックレットを作成し、普及・啓発を図っている。
- 経済産業省は、地域人材コーディネート機関を全国47か所に設置し、地域事業者の魅力発信や、地域内外の女性・若者・シニア等多様な人材とのマッチングの促進を図る支援イベント等を実施した。

◇大学・大学院におけるインターンシップの実施率は、微増である。

図表20 大学等におけるインターンシップの実施率



(出典) 平成17年度～19年度、23年度：科学省「大学等におけるインターンシップ実施状況調査」  
平成24年度、25年度：独立行政法人日本学生支援機構「大学等におけるインターンシップの実施状況に関する調査」  
(注) 1. 単位認定を行う授業科目として実施されているもの。  
2. 特定の資格取得を目的として実施するもの (教育実習・医療実習・看護実習など) を含まない。